

議案第 12 号
議決第 号

始良市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の件

始良市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 17 日 提出
始良市長 湯元 敏浩

始良市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

始良市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年始良市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第9条（見出しを含む。）並びに第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号を次のように改める。

(6) 利用定員

第16条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「利用定員」を「利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳幼児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。